

企業登録に関する規約

第1条（目的）

静岡技術移転合同会社（以下、「静岡 TTO」という。）は「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の趣旨に関する事業を行い、静岡 TTO の業務提携研究機関（以下、「提携機関」という。）において創出された知的財産の社会への還元を図るとともに、登録企業への技術情報の提供および技術移転による技術の向上、新産業の創出及び大学等の研究活動の活性化に寄与することを目的とする。

第2条（登録企業）

登録企業は、本規約の内容を承認し第4条第1項に基づき登録した者をいう。

2 登録企業は、提携機関が保有する知的財産等を自らの事業で実施し、新事業展開、新製品開発、製品改善等に活用する企業、団体および個人をいう。

3 登録企業は静岡 TTO フェローとして、静岡 TTO に対して企画、広報、法務、などの助言も行うことができる。

第3条（発明等の情報開示）

静岡 TTO は、登録企業に対し、提携機関から提供を受けた未公開特許出願情報を原則として1ヶ月以内に、発明の名称や簡単な発明の概要等を開示するものとする。ただし、第三者との共同発明や共同出願等の特別な事情が提携機関にある場合はこの限りでない。

2 静岡 TTO は、登録企業から発明等に関する詳細情報（明細書の写し、発明者による技術説明等）の開示申し出があった場合は、特段の理由が無い限り、当該登録企業に対し当該発明等の詳細情報を開示するものとする。ただし、詳細情報開示に要する実費は、原則として当該登録企業の負担とする。

3 静岡 TTO は、前項の開示を行おうとする場合、登録企業に対して守秘義務契約の締結を請求することができる。

第4条（登録と解除）

静岡 TTO の事業目的に賛同し、登録企業として登録を希望する企業、団体および個人等は、企業登録申込書（様式1）を提出しなければならない。

2 登録の可否審査は、技術移転推進会議で行い、審査の結果を静岡 TTO 代表社員に報告し、承認を得た後、申込者に通知する。

3 登録企業は解除届による登録解除の申し出を行うまでの間、登録企業としての資格を継続する。

4 前項に定める登録解除の手続は、解除しようとする日の1カ月前までに行うものとする。

第5条（会費）

登録企業からの会費徴収は一切行わない。

第6条（守秘義務）

登録企業は、登録企業であることにより得た情報を、第三者に開示、漏洩してはならない。

2 登録企業は、登録企業であることにより知り得た情報を、登録解除後5年間は第三者に公表してはならない。

3 本条第1項又は前項の規定に係わらず、守秘義務契約を締結して得た情報は、その守秘義務契約書の規定による。

4 本条第1項、第2項又は前項の規定に違反し、静岡TTO、提携機関又は他の登録企業に重大な損害を与えた場合は、当該違反企業は損害賠償責任を負うものとする。

第7条（資格の喪失）

登録企業は次の各号の一に該当する場合、その資格を失うものとする。

1 登録申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合

2 静岡TTOの運営および本規約の運用を妨害した場合

3 登録企業であることにより入手し得る情報を改ざんした場合

4 登録企業資格を第三者に貸与、質入れもしくは譲渡または不正使用等を行なった場合

5 静岡TTO、提携機関、または他の登録企業の名誉もしくは信用を著しく損なう行為があったと静岡TTOが認める場合

6 「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の趣旨目的に照らして不適切な行為があったと静岡TTOが認める場合

7 登録企業に、破産、会社更生手続開始、会社整理開始または特別清算開始の申し立てがあった場合

8 第6条に定める守秘義務に違反した場合

9 その他、重大な規約に違反する行為のあった場合

第8条（内容の不保証）

この規約による事業内容は、静岡TTOがその時点で提供可能なものとし、その内容について保証しない。

第9条（変更事項の届出）

登録企業は、住所、商号、連絡先などの届出内容に変更があった場合は、速やかに静岡TTOに届け出るものとする。

第10条 (疑義)

本規約に関連して疑義が生じた場合、誠意を持って協議の上解決を図るものとする。

第11条 (規約の改廃)

本規約の改廃は、静岡 TTO の技術移転推進会議において行い、静岡 TTO 代表社員に報告し、承認を得る。変更した場合は、速やかに登録企業に報告するものとする。

附則

本規約は、平成21年7月1日から施行する。

改定履歴

平成24年1月12日改訂

企業登録申込書(様式 1)

平成 年 月 日

静岡技術移転合同会社の企業登録に関する規約を了承し申し込みます。

(ふりがな)				創業年月	
会社名					
(ふりがな)					
申込者				部署 役職	
連絡先	住所	〒			
	電話		FAX		
	E-Mail		ホームページ	http://	
代表者	(役職)		(氏名)		
資本金		万円	従業員数		人
業種			事業概要		
得意分野			主力製品		
解決したい技術的課題等ございましたら、差し支えない範囲でご記入ください。					
静岡 TTO に対するご意見、ご要望、ご提案等ございましたら、何でもご自由にご記入ください。					
情報提供を希望する技術分野(複数可)	<input type="checkbox"/> 電気・電子 <input type="checkbox"/> 繊維・紙 <input type="checkbox"/> 食品・バイオ <input type="checkbox"/> その他(具体的に：	<input type="checkbox"/> 情報・通信 <input type="checkbox"/> 化学・薬品 <input type="checkbox"/> 医療・福祉	<input type="checkbox"/> 機械・加工 <input type="checkbox"/> 金属材料 <input type="checkbox"/> 環境	<input type="checkbox"/> 輸送 <input type="checkbox"/> 有機材料 <input type="checkbox"/> 生活・文化	<input type="checkbox"/> 光技術 <input type="checkbox"/> 無機材料 <input type="checkbox"/> 建築・土木

※スペースが足りない場合は、別紙にご記入ください。フォームは、<http://stto.jp/>からダウンロードできます。

【本登録情報の第三者への提供について】

静岡 TTO が取得した個人情報を、以下のいずれかに該当する場合を除き、いかなる第三者にも提供または開示いたしません。

- ① ご本人の同意がある場合
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、ご本人のご同意をいただくことが困難な場合
- ③ その他法令にもとづき開示・提供を求められた場合

【本登録情報の利用目的について】

あらかじめ本人の同意を得た場合および個人情報の保護に関する法律、その他法令により例外として取り扱うことが認められている場合を除き、以下の範囲内で個人情報を利用します。

- ① 研究調査業務、経営、各種事業およびコンサルティング業務、コンテンツサービス、情報提供サービス等サービスの提供
- ② 刊行物等の発送
- ③ サービスのご案内
- ④ 当社の最新情報や各種セミナー、展示会等のご案内
- ⑤ 顧客満足度調査等のアンケートの依頼
- ⑥ お客様との契約関係の管理